

## 法人設立（設置）届出書について

1. この届出書は、新たに法人（法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。）を設立した場合、又は事務所等を設置した場合に、設立又は設置の日から2ヶ月以内に吹田市長へ提出してください。
2. 本店所在地が吹田市外から吹田市内に変更となった場合で、吹田市では初めての開設となる場合は、法人異動届出書ではなく、この届出書の提出が必要となります。
3. 提出いただく設立（設置）届出書は1部で結構です。受付印を押印した控えが必要な場合は、控え用の用紙と返送用の封筒を同封してお送りください。
4. 記入について
  - ・法人番号  
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく13桁の番号を記入してください。
  - ・本店所在地  
登記されている本店所在地を記入してください。
  - ・代表者氏名・住所  
法人を代表する者の氏名・住所を記入してください。
  - ・書類送付先（連絡先）  
申告書等の送付先が本店所在地以外の場合は、記入してください。
  - (1) 会社成立の年月日  
設立の登記によって成立する法人にあっては、設立の登記をした日を、行政官庁の認可又は許可によって成立する法人にあっては、その認可又は許可の日を記入してください。
  - (2) 新たに市内に設置する事務所等  
新たに設置する事務所等の「名称」、「所在地」及び「設置年月日」を記入してください。
  - (3) 資本金又は出資金の額  
登記している資本金又は出資金の額を記入してください。
  - (4) 資本金等の額  
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額）を記入してください。
  - (5) 主たる事業種目  
日本標準産業分類の中分類に該当する種目を記入してください。
  - (6) 吹田市以外の事務所等  
支店等の登記の有無に関わらず、吹田市以外に事務所等がある場合は「有」にレ点を、ない場合は「無」にレ点を付してください。
  - (7) 事業年度  
法令、定款等により定められている会計（計算）期間を記入してください。  
また、1年間に2以上の事業年度を設けている場合は、それぞれの事業年度を併記してください。
  - (8) 法人税の申告期限の延長の有無  
法人税法第75条の2第1項の規定によって確定申告書の提出期限が延長されている法人にあっては「有」にレ点を付し、延長月数を記入してください。  
延長されていない法人にあっては「無」にレ点を付してください。
  - (9) グループ通算制度（連結納税）の承認  
グループ通算制度（連結納税）適用の承認を受けた法人にあっては「有」に、そうでない法人にあっては「無」にレ点を付してください。  
また、通算（連結）事業年度、通算（連結）親法人の「名称」及び「所在地」も記入してください。
  - (10) 公益法人等である場合  
「収益事業を行う」又は「収益事業を行わない」にレ点を付してください。
5. 吹田市開設後に中間期をむかえる場合、予定申告書等の要否をその他欄に記入してください。

問い合わせ先

吹田市役所 市民税課

電話 06 (6384) 1231 内線 2197

直通電話 06 (6384) 1249